

令和2年6月30日

ご利用予定者 各位

西東京市子育て支援部保育課

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等への対応に係るベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）の利用について

平素から、西東京市の保育行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、次に定める事業の内容をご確認の上、ご利用いただけますようお願い申し上げます。

#### 1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い保育所等（認可保育所、認証保育所、地域型保育事業又は認可外保育施設）が、臨時休園等を行ったことにより、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど仕事を休むことが困難な者が認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）の利用を余儀なくされた場合に実施するものです。

#### 2 事業の内容

保育所等が臨時休園中に、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けた認可外のベビーシッター事業者を1時間150円（税込）で利用できる事業です。

※お住いの場所や、利用を希望される時間帯、各社に所属するベビーシッターの空き状況等により、ベビーシッター事業者と契約が成立しない場合があります。

※利用の申込から、実際にベビーシッターが派遣されるまでは、概ね1カ月程度かかります。（詳しくは事業者を確認してください。）

#### 3 利用可能時間

月曜日から土曜日までの午前7時～午後10時までのうち、

<保育短時間認定の方>・・・1日8時間まで、かつ、月160時間まで

<保育標準時間認定の方>・・・1日11時間まで、かつ、月220時間まで

#### 4 対象期間

本事業の対象期間は令和2年4月1日から同年9月30日までとなります。

## 5 対象者

(1)から(3)までを全て満たした方

(1) 西東京市民であって、西東京市内又は市外の保育所等（認可保育所、認証保育所、地域型保育事業又は認可外保育施設）の在園児であること。

(2) 保育所等の他の在園児や保育施設職員等が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合に、当該保育所等が休園した場合であって、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持するうえで必要なサービスに従事しているなど仕事を休むことが困難な方

(3) (1)及び(2)の要件を満たす方で、市長が別に定める様式により申出を行い、ベビーシッター利用支援事業（新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の臨時休園等）対象者確認書の交付を受けた方

## 6 運用上の留意事項

### (1) 利用約款

本事業の利用に係る具体的な手続方法や留意事項等について規定した、利用者向けの約款です。

事業の適切な運用及び後日のトラブル防止のため、待機児童対策として実施する事業のパンフレットをお読みいただき、本約款の規定を御理解いただいた上でご利用いただけますよう、御協力をお願いいたします。

### (2) 事業者を選択・契約

①東京都のホームページに掲載されている認定事業者一覧の中から、希望の事業者を選択して連絡します。

②事業者との面談等を経て、契約を行ってください。

### (3) 【指定様式】ベビーシッター利用支援事業アカウント発行申請書

本事業の対象者のうち、認定事業者と契約が成立した方は、初回利用予定日の10開庁日前までに西東京市保育課窓口にて契約書を持参し、本事業の専用システムを利用するために必要なアカウントの発行を申請してください（利用約款第10条第1項参照）。

## ※注意点

ア 申請者の方は、利用約款の規定をすべてお読みください。

イ 申請者の方は、利用や区間への同意欄をお読みの上、各項目の内容を確認した上でチェックをつけ、右上の所定欄に署名してください。

ウ 申請書の上半分の「申請者記入欄」の記入漏れがないかご確認ください。

アカウントは、原則として申請日から10開庁日以内に申請者に到着するよう、全国保育サービス協会から交付申請書に記載された申請者住所宛てに直接送付します。ただし、申請書に不備や疑義等があった場合は、交付が遅れることがあります。

アカウントの発行申請が利用約款第10条第1項に定める期限（初回利用予定日の10開庁日前）に遅れた場合も、申請を受け付けることは差し支えありませんが、利用当日までに利用者がアカウントを受領できなかった（専用システムを利用できなかった）場合は、その日の利用料が全額本人負担となる可能性がありますので、契約をした事業者にご確認をお願いします。

不明な点や記載のない事項については、電話等でお問い合わせください。

#### （４）アカウントの発行・助成券コード（番号）の発行

通知されたアカウントを使用して、利用の際、専用システムから発行した助成券（番号）をベビーシッターに伝えてください。

問合せ先

西東京市 子育て支援部 保育課 事業調整係

電話 042-497-4926（直通）